

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第一章 日本社会党

一 日本社会党の結党

我が国無産運動の長老ともいふべき、安部磯雄、高野岩三郎、賀川豊彦三氏の発起により、昭和二十年九月下旬かつての無産党、及び労働、農民組合指導者数百名に対し、無産各派の政治的大同団結をめざす日本社会党(仮称)結成の懇談会開催の招待状が発せられ、こゝに戦時中は不振をきわめた無産運動も漸く活発な動きをみせることになった。

結党準備委員会は十月十五日に党名、綱領を決定したのち十一月二日の結党大会にそなえて政治、外交、財政、経済、社会、労働、農業の諸政策を討議決定したほか、当面の緊急問題たる(一)議会制度並に選挙法改正＝原彪、(二)悪政インフレ対策＝鈴木茂三郎、(三)農地制度の根本的改革＝平野力三、(四)食糧問題＝須永好、(五)失業対策＝西尾末廣、(六)住宅問題＝中村高一の六小委員会をもうけて研究を続けることになった。

日本社会党の結党大会は、昭和二十年十一月二日午前十時から東京日比谷公会堂で全国の代議員数千余名参集のもとにひらかれた。

先ず結党にいたるまでの経過報告を水谷準備委員が説明しついで協議事項にはいって「党名」「綱領」「政策」「党則」「食糧政策」「農地制度改革」「インフレ対策」「失業対策」「戦災地住宅対策」「選挙法改正」「復員軍人並に在外邦人対策」「戦争責任追及」の諸議案を討議それぞれ採択し、最後に本部役員並びに中央執行委員の銓衡については準備委員会に一任することに決定した。

大会において決定された宣言、綱領、政策、党則は次の通りである。

結党大会に於ける宣言

同志諸君、今や我が国は歴史的な一大転換を為さんとしてゐる。この時に当り我等は勤労大衆の組織結合体として日本社会党を結成し、旧き日本に巣喰うあらゆる勢力の牙城を衝き、彼等が偽瞞の面皮を剥ぎ嘘喝の舌根を抜いて文化の薫り高き平和国家、新しき日本を建設せんとして立上つたのである。我が国既往の政治及経済が如何に勤労国民大衆の犠牲に於て、一部特権階級の恣意に委ねられてゐたかはこの度の敗戦の事実と共に遺憾なく国民の前に暴露されつつある。統帥権獨立の錦旗を擁して正常なる立憲政治の運営を阻害し、或は自ら政治の推進力なりと潜称して、遂には大東亜戦争という国家破滅の大罪を犯した軍閥が嘗てその名誉と信義とを誇りたりと雖も、今国の内外より戦争責任追及の声大いに挙る時「我こそ戦争責任者なり」と自ら名乗る者一人として出でざる事実と、終戦時に於ける彼等の貪らん飽くなき悪行とは、彼等の言行

が嘘偽と偽瞞の累積にして、国家破却の元兇たり国民虐使の張本人たることを立証して余りあるであらう。

多年の積悪は総て自ら墓穴を掘つて崩壊し去つたが、軍勢力と結託して拙劣無計画なる統制を行い、国民生活を不当に窮乏化したる官僚群は未だ非違を改むるの状なく、晏如として旧地位に留まる者大多数を数う。而して国家新体制と称して政党を解体し、大政翼賛の名の下に議会の謀殺を企てたる政治家群及び之に迎合して専ら自己の保身栄達に汲々たりし議会人の明動暗躍その跡を絶たざるは今日の現状である。すべてこれらは戦時利得の前に跳躍せる財閥資本家の狂暴なる搾取機関たる資本主義機構を舞台として演出されたのである。

かゝる際我等は政治的節操を重んじ、信念に生き、理想に忠実なる血盟の同志として信を中外に布き、旧時代の残存勢力と果敢なる闘争を展開せんとするものである。我等はこの斗争を通じて国民の全般的自由を獲得し議会の権威を恢復して責任政治の基礎を固め、以て民主主義への大道を拓かねばならぬ。而して更に努むべきは日本経済を平和的に再編成し、国民の生活を一日も速かに安定せしめることである。

経済の健全なる復興と国民生活の安定とは、社会主義計画経済に依るにあらずんば断じて行い得ないことを確保す。誤れる官僚統制に苦しむ国民を、自由経済の好餌を以て懐柔せんとするは、国民を欺くものである。又極端なる観念的平等観を以て生活を律し自由と平等とを同時に約束する者は、国民に嘘偽を約束するものである。吾等は厭くまで社会民主主義の大旗をかざして、吾々の理想に向つて勇往邁進することを誓う。

然し我等の前途は決して坦々たるものではない。又我等の力を過信して増上慢になつてはならない。現に吾等の享有せる自由が自ら争ひ取つたものでないことを想ふとき、吾等が打樹てんとする民主主義、吾等の実現せんとする社会主義の基礎は未だ充分に用意されてはゐない。国民の個々人が個性の完成に目ざめ、互に人格を尊重し、社会の連帯性を自覚して教養豊なる人間となることを忘れてはならない。

かゝる国民の結合にして初めて眞の文化国家たり得るのである。而してこの事実を備えることによって初めて世界の信頼を博し、道義に基く国際関係を取戻すことも出来る。同志諸君、既に民主主義革命の歯車は廻転し始めた。やがて社会主義革命の歯車とがつちり組合つて新日本建設の一大運動は前進する。

吾等は過去に於て、充分發揮し得なかつた力を此際此処に凝集して運動の中心勢力たらしめ、吾々団結の力を以つて内には国民安堵の理想郷を実現し、外には人類が地球を廻って輪踊する平和郷を創ろうではないか。

日本社会党の門扉は広く天下に開放されてゐる。

全国の勤労大衆諸君来つて吾等と共にこの歴史的偉業に協力せよ。

右宣言す。

綱領

一、吾党は勤労階層の結合体として、国民政治的自由を確保し以て民主主義体制の確立を期す。

一、吾党は資本主義を排し社会主義を断行し、以て国民生活の安定と向上を期す

一、吾党は一切の軍国主義的思想および行動に反対し、世界各国の協力による恒久平和の実現を期す。

政策(結党大会で決定せる一般政策)

一、政治

一、国民の総意に基く憲法の民主主義化

二、戦争の原因とその責任の究明

三、樞密院重臣制の廃止

四、地域代表及職能代表に拠る二院制度の確立

五、責任内閣制の確立

六、大選挙区比例代表制の採用、満十八歳以上の男女に選挙権被選挙権の賦与

七、行政、司法機構並に官吏制度の根本的改革

八、地方自治制の民主化、地方長官、市、町、村長の一般投票による公選

九、華族制度の廃止

十、軍国主義ファシズム並に官僚主義の絶滅その復活の防止

二、外交

一、秘密外交の打破、国民外交の展開

二、ポツダム宣言に基く国際的義務の履行

三、国際安全保障機構並に国際労働機関への参加、国際的地位の回復

四、世界各国の社会主義政党其の他無産階級団体との提携

五、世界の軍備撤廃、圧制と搾取なき世界恒久平和の確立

三、財政

一、戦時利得の没収

二、軍需会社に対する政府補償の支払打切り、並に其財産に対する査問機関の設置

三、臨時軍事費の打切り、その使途の究明

四、有産階級の負担による悪政インフレーションの防止

五、財産税の創設、所得税、相続税の高率累進賦課

六、恩給、年金制の廃止、国民年金制の創設

七、国債整理に名を藉る国有財産乃国営事業の払下反対一有産階級負担による国債整理方針の確立

八、新幣制の確立、幣価の安定

四、経済

一、社会主義的計画経済の実現、軍事的官僚的統制の撤廃

二、最高経済会議の設置

三、鉄鋼業、石炭鉱業、人造肥料工業、電気事業其他重要産業の国有化

四、銀行、信託、保険事業国有化

五、鉄道、郵便、電信、電話等の国営事業並に専売事業経営の民主化

六、平和産業の助長奨励

七、中小産業の協同組合化

八、消費組合組織の促進

九、主要食糧配給量の増額、其の制度の改善

五、労働

一、労働省の設置

- 二、労働組合の公認、団体協約法の制定並に争議調停法の改正
- 三、産業の管理に対する労働者、従業員の参加
- 四、最低賃銀制度の確立
- 五、一週八時間労働制の実施
- 六、完全雇傭を目標とする失業対策の実施

六、農業

- 一、農地制度の根本改革—農地の合理的分配、小作料の徹底的軽減
- 二、大規模農地の開墾造成
- 三、農業の機械化並に有畜農業の奨励
- 四、農業保険制度の確立
- 五、肥料及飼料の国営
- 六、農業及漁業団体の民主化
- 七、耕作者を基盤とする協同組合の徹底
- 八、農山漁村工業の促進

七、社会

- 一、国土建設省、社会保険省の設置
- 二、国土計画の樹立、戦災地復興の急速なる実現
- 三、失業、保健、養老、教育等を包含せる社会保険制の実現
- 四、戦傷者、戦死者遺族の援護施設の改善
- 五、帰還兵士に対する優先的就職、集团的帰農、職業教育の実施
- 六、戦災者並に海外同胞に対する援護
- 七、国家の負担と責任による住宅問題の解決、戦災者応急住宅の急設
- 八、放送事業の拡充とその民主化、受信機の普及

八、婦人

- 一、男女同権の原則に基き婦人を拘束せる一切の慣習、制度、法律の廃止
- 二、男女教育、就業の機会均等、地位待遇の差別撤廃
- 三、婦人に対する政治教育の徹底
- 四、婦人の人身売買の禁止
- 五、乳幼児、児童に対する給与施設の改善と普及

九、文化

- 一、世界文化の自由なる摂取と新日本国民文化の建設
- 二、人格の尊厳に基く社会連帯精神の昂揚
- 三、勤労と教育の結合、社会主義知識の普及
- 四、国民の科学及技術知識水準の向上
- 五、科学技術の振興と研究機関の充実、科学技術者の優遇
- 六、メートル法度量衡制度の採用
- 七、義務教育年限の延長、教育制度の根本的改革
- 八、資力なき英才の教育の国費負担
- 九、信教に対する国家干渉の排除
- 十、芸術の尊重とその自由の確保
- 十一、スポーツの普及による国民体位の向上
- 十二、国際用語としてのエスペラントの採用

第二回党大会で決定せる一般政策

一、政治

一、民主主義的憲法附属諸法典の制定

二、参議院職能代表制の実現

三、法律発案権の民主化と国会法によるその実現

四、戦争の原因とその責任の究明

五、大選挙区比例代表制の採用、選挙公営の徹底、不在投票制の徹底的改善、満十八歳以上の男女に選挙権被選挙権の付与

六、行政司法機構ならびに官吏制度の根本的改革

七、軍国主義ファシズムならびに官僚主義の絶滅とその復活の防止

二、外交

一、秘密外交の打破、国民外交の展開

二、ポツダム宣言にもとづく国際義務の履行

三、国際連合ならびに国際労働機関への参加、国際的地位の回復

四、世界各国の社会主義政党その他無産階級団体との提携

五、世界の軍備撤廃、圧制と搾取なき世界恒久平和の確立

六、平和会議に対する基本的方策の樹立

三、財政

一、戦時利得の没収、富の再分配の実現

二、政府補償の全面的打切り、軍事公債の棒引き

三、有産階級の負担によるインフレーションの悪性化の防止

四、財産税、所得税、相続税の高率累進課税

五、恩給年金制の廃止、国民年金制の創設

六、計画経済にともなう財政計画の樹立、予算編成方針の民主化

七、新幣制の確立、平価の安定

四、経済

一、社会主義的計画経済の実現

二、最高経済会議の設置、経済安定本部の改革

三、鉄鋼業、石炭鉱業、人造肥料工業、電気事業、海運業その他重要産業の国有と

社会化

四、銀行、信託、保険事業などの国有と社会化

五、鉄道、郵便、電信電話などの国営事業ならびに専売事業経営の社会化

六、資材と資本の計画化による産業の復興

七、中小産業の復興助成とその協同組合化

八、通商協定の締結、貿易の発表

九、消費組合法の制定とその組織の促進

十、主要食料配給量の増加、その制度の改善

五、労働

一、労働省の設置

二、労働権の確立ならびに労働者の生活保障

三、労働調整法の改正、罷業権の確立

四、労働組合と農民組合の有機的提携の促進

五、労働者の民主主義的教育の徹底

- 六、産業の管理に対する労働者、従業員の参加
- 七、最低賃銀制度の確立
- 八、一週四十八時間労働制の実施(坑内三十六時間制)
- 九、完全雇用を目標とする失業対策の実施

六、農業

一、農地制度の根本改革—農地の合理的分配、耕作権の確立、小作料の徹底的軽減

- 二、大規模農地の開墾創設
- 三、農業の集団化ならびに機械化
- 四、有畜農業ならびに多角経営の助長
- 五、農業保険制度の確立
- 六、肥料および製造飼料の国営
- 七、農民組合法の制定
- 八、農業団体の民主化
- 九、耕作者を基盤とする協同組合の徹底
- 十、林業の協同組合化
- 十一、水産省の設置
- 十二、水産業団体法の廃止、漁民協同組合法の制定
- 十三、遠洋漁業の協同組合化の促進
- 十四、農山漁村工業の振興
- 十五、森林の国家管理
- 十六、農業価格と一般物価との不均衡の是正

七、社会

- 一、国土計画の樹立、戦災地復興の急速なる実現
- 二、失業保健、養老、寡婦、孤児教育などを包含する社会保険制の実施
- 三、戦傷病者、戦死者遺族の援護施設の改善
- 四、生活保護法の徹底的改正
- 五、家庭審判所の設置
- 六、戦災者ならびに引揚同胞の援護の徹底および海外同胞対策の促進
- 七、国家の負担と責任による住宅問題の解決、大邸宅の強制解放と戦災者応急住宅の急設

- 八、衛生、保健施設の拡充
- 九、国民休養のための公民館の設置
- 十、封建的身分制による被圧迫部落大衆の完全解放とその国家保障
- 十一、鉱害賠償法の改正とその緊急なる実施
- 十二、国立病院の急速なる設置

八、青年

- 一、青少年に対する民主主義的育成運動の展開
- 二、徒弟制度の撤廃、強制的寄宿制度の廃止
- 三、十八歳未満労働者に対する深夜業ならびに危険業務の禁止
- 四、十八歳未満労働者の六時間制の実施
- 五、義務教育を終了せざる者の労働無条件撤廃
- 六、国立青少年図書館の開設とその無料開放

- 七、勤労青年のための国立労働学校の設置
- 八、浮浪青少年に対する保護の強化
- 九、学園内に於ける学生運動の自由
- 十、学園の開放
- 十一、国庫援助による寄宿舍制度の確立

九、婦人

- 一、男女同権の原則に基き婦人を拘束せる一切の慣習、制度、法律の廃止
- 二、婦人局の設置
- 三、封建的家族制度を廃棄せる家庭法の制定
- 四、男女教育就業の機会均等、地位待遇の差別撤廃
- 五、婦人労務者の深夜業危険有害作業ならびに坑内労働禁止
- 六、産児調節相談所の設置
- 七、婦人に対する政治教育の普及徹底
- 八、乳幼児、児童に対する給与ならびに保護施設の改善と普及
- 九、特殊婦人労働者に対する雇傭条件の確立

十、教育

- 一、民主主義的教育理念の確立、教育制度の根本的改革
- 二、教育と勤労の結合、社会主義知識の普及
- 三、社会教育施設の普及徹底
- 四、教育者の待遇改善と地位の向上
- 五、教職員の自主的組織の促進強化
- 六、資産なき英才の教育の国費負担
- 七、教育技術の振興と研究機関の充実
- 八、国民の科学および技術、知識水準の向上
- 九、師範教育の根本的改革
- 十、教授法の改善と総合的教科書の編集
- 十一、高等教育機関の地方分散

十一、文化

- 一、世界文化の自由なる摂取と新日本国民文化の建設
- 二、人格の尊厳にもとづく社会連帯精神昂揚
- 三、民主主義的文化運動の支援と誘導
- 四、地方文化の振興
- 五、文化財の維持保存と公共的運用
- 六、国立美術館、国立博物館および国立劇場の設立
- 七、芸術の尊重とその自由の確保、芸術家の優遇
- 八、民衆娯楽機関の拡充
- 九、スポーツの普及による国民体位の向上
- 十、新生活運動の展開
- 十一、国語の純粋化と国字の改良
- 十二、メートル法度量衡制の採用
- 十三、既成宗団の根本的改革と宗教の文化革命的任務の展開
- 十四、出版行政の徹底的民主化
- 十五、国立及び公立図書館の増設

■←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
